

事後審査型制限付一般競争入札の執行について

次のとおり、大阪中之島美術館 集密書架、スチールラック等の購入の事後審査型制限付一般競争入札を執行します。

令和2年10月23日

地方独立行政法人大阪市博物館機構
理事長 真鍋 精志

1 担当

〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-32 (大阪歴史博物館内)
地方独立行政法人大阪市博物館機構 事務局総務課 契約担当
電話 06-6940-4330 FAX 06-6940-0551

2 業務名

大阪中之島美術館 集密書架、スチールラック等の購入

3 契約期間

契約締結日～令和3年7月16日(金)

4 業務内容

別紙、仕様書のとおりです。

5 発注方式

単体企業とします。

6 入札参加資格要件等

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の11第1項において準用する同令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和元・2・3年度大阪市入札参加有資格者名簿の以下の承認種目に登録していること。
(物品供給等用)
「11:家具」
- (3) 地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 国税並びに市町村税の未納がないこと。

7 入札関係書類等の交付について

「入札関係書類送付先通知書」をダウンロードのうえ、必要事項をご記入いただき、上記「1 担当」へ令和2年11月6日(金)午後5時(必着)までにFAXにてご提出ください。通知書に記載されたFAX番号へ令和2年11月10日(火)までに入札関係書類等を送付いたします。

8 入札に参加することができない者

入札執行時までの間において、地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、入札に参加することはできなくなります。

9 郵送入札について

今回の入札については新型コロナ感染予防のため郵送による入札も可といたします。希望する場合、次の要領により郵送による入札でも認めます。ただし、再度当日の入札には参加できません。

(1) 必要書類について

事業請負申込書（別紙「入札指名通知書」の記載方法等により記載すること。日付は入札執行日 12月2日とすること。）

(2) 提出方法について

上記の書類を同封の上、**必ず書留にて送付期限内**に送付のこと。普通郵便による提出は認めません。送付期限については**令和2年12月1日（火）午後5時までに事務局 総務課 契約担当に必着**のこと。なお、**消印日有効**ではありません。ご注意ください。

また、締め切り期限を過ぎたものについてはいかなる場合であっても無効となりますのでご注意ください。提出先住所・名前の書き間違い等にはご注意ください。

次の記載の通り封筒に記載すること

・外封筒表面

〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-32 大阪歴史博物館内 5階
地方独立行政法人 大阪市博物館機構 事務局 総務課 契約担当
必ず朱書きで「入札書在中」と記載すること。

・外封筒裏面

差出人： 住所・名称・代表者名

※内封筒を入れてください。

※会社名はゴム印の押印でも構いません。

・内封筒表面

件名：大阪中之島美術館 集密書架、スチールラック等の購入

差出人： 住所・名称・代表者名

入札日： 12月2日と記載すること。

・内封筒裏面

封筒の貼り合わせの上部1箇所に契約用の印鑑を押印し、封印すること。

※なお、上記の方法での提出がなされない場合は無効となります。

必ず内封筒を外封筒に封入してください。

※内封筒には、事業請負見積書以外は入れないでください。

※会社名はゴム印の押印でも構いません。

(3) 入札の開札等結果について

郵送による入札を参加された場合、落札された場合のみ入札後3時間以内に該当者へ電話等にてお知らせいたします。

(4) 開札について

入札執行日時までに指定の入札箱に投入された同じ入札箱に郵送入札について投入します。投入の際は契約担当以外の職員が立会いの上、開札いたします。

10 質疑書受付・回答

(1) 質疑書受付期間 令和2年11月10日(火) から11月17日(火) 午後3時まで(必着)
所定の書式をFAXにて送付してください。郵便、メール、持参、電話、口頭による質問は認めません。また、受付期間以降の質問も受け付けません。

(2) 質疑回答 令和2年11月25日(水)までにFAXにて送付します。

(3) 質問時の注意点 同等品確認を行う場合は、必ず次の①から⑤を必ず記載してください。

①仕様書における物品名称

②同等品と考える製品名

③同等品と考えるメーカー名および連絡先(電話番号・ホームページURL等)

④同等品と考える型番

⑤同等品と考える仕様内容(規格・形状・寸法等)

※ただし、提案された物品が当機構において確認できない時には、回答ができないこともある。また、仕様書に対する意見や要望は、この質問では行わないこと。

11 入札執行日及び場所

(1) 日時 令和2年12月2日(水) 午前10時00分開札

(2) 場所 大阪歴史博物館 4階 第1研修室(所在地は「1 担当」に同じ)

※新型コロナウイルス感染防止対策としまして入館時には必ずマスクの着用を行ってください。なお、入室会場への入室に関しましては事前にお知らせする集合場所へ集合いただき、参加者全員の検温測定を実施してからの入室となります。集合場所の詳細については「入札関係書類」等の送付時にお知らせいたします。

咳、発熱、喀痰、咽頭痛、鼻汁、倦怠感、嗅覚・味覚異常等の症状がある場合は当日の入札会場への入室をお断りいたします。また、当日参加ができない場合は代理の方が参加をしていただき、必ず委任状を持参いただきますようお願いいたします。

12 入札方法

(1) 入札は紙により行います。当日の入札または郵送による入札方法以外のFAXおよびメール等での入札は認めません。

(2) 入札は事前に送付する当機構所定の事業請負申込書を用いて行わなければなりません。

(3) 当日の入札は、入札執行日時までに入札執行場所へ出席して行わなければなりません。なお、入札執行場所は入札執行日時の15分前より入室することができます。

※現在、新型コロナウイルス感染症対策により入札会場となる大阪歴史博物館につきましては入場制限を行っているため、予め集合場所に集合いただいてから入札会場への移動とさせていただきますので正面入口からのご入場は控えていただきますようお願いいたします。

- (4) 事業請負申込書は、入札金額、住所、会社名、氏名等、必要な事項が全て記入されたものを有効なものとして取り扱います。
- (5) 落札決定にあたっては、事業請負申込書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を事業請負申込書に記載してください。
- (6) 事業請負申込書は、入札執行日時までに指定の入札箱に投入してください。なお、郵送による入札については締め切り期限までに受領した入札については当機構担当者により投入いたします。また、投入された入札書は訂正、再提出または撤回をすることはできません。
- (7) 代理人により入札をしようとする者は、その権限を証する委任状（様式は自由）を提出してください。
- (8) 入札は1回のみ行います。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- (1) 入札参加資格を有しない者がした入札
- (2) 当機構所定の事業請負申込書を用いないでした入札
- (3) 入札執行日時までに指定の入札箱に事業請負申込書を投入しなかった入札（ただし、郵送による入札の場合は締め切り期限を過ぎた入札）
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 指定する日時までに入札参加資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

14 落札者の選定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。また、落札者となるべき同価の入札をしたものが2以上あるときは、抽選によって落札者を決定します。

15 入札参加申請

- (1) 申請書類

落札候補者は、「(2) 提出期限」に記載の期日までに次の書類を必ず提出し、入札参加資格の審査を受けてください。

提出書類	注意事項
① 入札参加資格審査申請書	当機構の所定書式（落札候補者のみに交付）に必要事項を記載し、記名・代表者印を押印してください。
② 「6 入札参加資格要件等」(2)を確認できる書類	大阪市電子調達システムの入札参加有資格者名簿情報の写し等を提出してください。
③最新の事業年度の 国税 並びに 市町村税 の納税証明書の写し	納税証明書のうち、未納の税額がないことを証明する書類です。入札参加申請日において発行から3か月以内のもので、最新の事業年度までの未納の税額がないことが必須です。なお、特別の事情により未納がある場合は、申立書（様式自由）によりその旨を申し立ててください。

※参考 納税証明書について

【国税の納税証明書】

取得方法については、国税庁ホームページおよび参加申請者の現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で確認すること。

- ・法人の場合「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」（納税証明書「その3の3」）
- ・個人の場合「申告 所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書」（納税証明書「その3の2」）

【市町村税の納税証明書】

取得方法については、納税地の市町村に確認すること。申請する法人または個人（納税義務者）が納付・納入すべきすべての税目のうち、納期の到来している税目について、未納がないことを証明すること。

(2) 提出期限 令和2年12月3日（木）午後5時（必着）

「1 担当」までに**持参**してください。なお、提出された書類等は一切返却しません。

16 その他

- (1) 地方独立行政法人大阪市博物館機構情報公開取扱規程に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となります。
- (2) 入札保証金および契約保証金は免除、前払金はなしとします。